平成２１年（フ）第２４１９２号
埼玉県さいたま市南区内谷５丁目９―20―Ⅰ―301
債務者　樋口　友典
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　広司
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１９３号
東京都練馬区大泉学園町５丁目17―31　学園コーポⅡ―207
債務者　早坂　晋吾
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉重公太朗
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２０９号
千葉県船橋市古和釜町794―３
債務者　湯浅　晴代（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝呂木雄浩
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２４４号
神奈川県横浜市鶴見区栄町通２―17―６　小柳方、住民票上の住所東京都大田区蒲田２丁目18―９
債務者　古久保千代子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　清人
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２９９号
東京都町田市鶴川４丁目37―９
債務者　鈴木　重一
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　郷原　友和
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３２１号
東京都三鷹市井の頭５丁目３―30―102
債務者　大谷　　剛
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影島　広泰
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３２５号
東京都練馬区練馬４丁目13―３　フラワーハイツⅡ103
債務者　下田　孝雄
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池麻由子
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３３９号
東京都江戸川区東小松川３丁目４―10
債務者　原澤　広宣
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　茂夫
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３４２号
東京都中央区晴海１丁目８―７―414
債務者　村田　雄恒
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山恵一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１０２号
神奈川県相模原市宮下本町３丁目41―10―103
債務者　河合　優子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　典子
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４４１号
東京都練馬区春日町５丁目23―21―102
債務者　柳　　道雄
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　勘市
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２１０号
福岡県飯塚市太郎丸721番地
債務者　田中まり子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１１８号
福岡県柳川市七ツ家465番地２
債務者　梅﨑　咲子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
福岡県八女市室岡959番地１
債務者　武久由美子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第８１４号
大分県豊後大野市犬飼町久原686番地12
債務者　後藤かほり
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係